

令和6年度京都市3D都市モデルを活用した講座・開発型コンテスト（ハッカソン）の企画・実施運営等に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度京都市3D都市モデルを活用した講座・開発型コンテスト（ハッカソン）の企画・実施運営等に係る業務

2 委託業務の趣旨・目的

本市では、都市計画やまちづくりのデジタルトランスフォーメーションの実現に向け、3D都市モデルを公開した。3D都市モデルは、建築物や土木構造物の三次元形状を仮想空間に再現する都市空間情報プラットフォームである。

この3D都市モデルと京都のまち、営み、歴史、文化芸術や産業を掛け合わせて、新しい価値を創出し、本市の都市課題の解決、都市の保全・継承や創造につながる取組を進めている。

本業務はその取組のうち、普及・啓発の一環として、ラボ、セミナー、ハンズオン及びハッカソンの企画・実施運営等に係る業務委託を行うものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月15日まで

4 業務内容

上記の目的を達成するため、業務内容は次のとおりとする。

(1) ラボ（意見交換会）に関する企画提案

3D都市モデルを活用した取組を持続的に研究し実践するコミュニティ形成の一環として意見交換会（会場開催・半日程度）及び情報発信（簡易な意見交換が可能なSNSなど）の企画・提案を行う。

(2) セミナー（講演・トークセッション）に関する企画・実施

オープンデータやデジタルツイン、まちづくりなどに広く関わる有識者を招き、講演やトークセッション（オンライン配信のみ・半日程度）の企画・提案、運営・実施を行う。

実施内容や手法、規模、スケジュール等を具体的に提案し、講師の招聘、イベント内容の企画構成、当日の運営・実施を行う。

(3) ハンズオン（活用体験会・アイデアワークショップ）に関する企画・実施

3D都市モデルの操作や活用の未経験者も参加可能な、オープンデータ活用等の体験会及びそれらを活用したアイデアワークショップ（会場開催・半日程度）の企画・提案、運営・実施を行う。併せて、活用体験会に用いた教材及び映像をアーカイブ化し、本市が二次利用可能なものを提出する。

実施内容や手法、規模、スケジュール等を具体的に提案し、講師・テクニカルサポーターを招聘し、イベント内容の企画構成、当日の運営・実施を行う。

実施にあたり、活用体験会参加者用のPCを20台程度用意する。

(4) ハッカソン（開発型コンテスト）に関する企画・実施

3D都市モデルを活用したDXに向け、まちづくり、歴史、文化芸術、産業や環境といった様々な分野における新たな活用策創出のための企画として、プレレクチャー、アイデア発想、実装成果物を開発するハッカソン（会場開催・2日程度）を企画・実施する。

実施内容や手法、規模、スケジュール等を具体的に提案し、テクニカルサポーター（各チーム1人）や審査員を招聘し、イベント内容を組み立てるとともに、アイデアの講評・表彰を行う。

(5) その他

ア 上記(1)から(4)までに係る広報

大学などの研究機関や民間企業、エンジニア、デザイナー、アーティスト、プランナー、マーケター等の本市内で3Dモデルの研究や開発を行っている、または関心のある人々に対し、SNS等を活用し、本事業に関する効果的な広報を企画・実施する。

イ 上記に係る諸費用

本委託で運営・実施するものの講師・審査員・サポーター謝礼、機材費、会場費用、事務費の一切は、本委託に含まれるものとする。

ウ 取組の全国発信

熱意ある主体が本市に集まり、情報交換、チームビルド、開発等が活発に行われるために、本事業の取組を取り上げ、事業者や関係者と調整の上、全国に向けて、ウェブサイト等を幅広く活用して情報発信を行うほか、各種メディアへの広報活動を行う。

エ 本市の3D都市モデル活用に関する助言等

本市の3D都市モデル活用に係る普及啓発活動について助言等を行う。

5 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得るものとする。

業務の実施に当たっては、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により、業務を進める。また、受託者は本市や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議録を作成し、本市担当職員に提出する。

(2) 進ちよく状況の報告

受託者は、業務進ちよく状況その他必要事項について、適宜、本市に報告を

行うこととする。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

6 業務の成果

本市に納品する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書 2部
- (2) 活用体験会アーカイブ教材及び映像 2セット
- (3) 本業務において取得又は作成した原稿、原図、各種データファイル 一式
 - ※ 成果品データのファイル形式は以下のとおりとする。
 - ・ 画像：JPEG形式又はビットマップ形式
 - ・ 文章：Microsoft Word用データ (.docx 又は.doc)
 - ※ 成果品データについては、DVD等の記録媒体に記録し、納品すること。

7 成果品の権利

受注者が引渡した成果品に関する権利（著作権等）の一切は本市に帰属する。

8 委託料の支払い

業務が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

9 留意事項

- ・ 業務の内容について機密を守り、本市の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。（業務完了後も含む。）
- ・ 業務上受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。
- ・ 受託者は業務実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。
- ・ 受託者は、本件業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本市の指示に従うものとする。本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。

10 貸与資料

- ・ 本市は、本件業務の実施にあたり、受託者に本業務の遂行に必要なとされる資料を貸与するものとする。貸与方法に関しては協議の上、決定するものと

する。

- 受託者は、貸与された資料を破損・紛失しないよう十分注意して取り扱わなければならない。
- 受託者は、貸与された資料を本市の許可無く複製してはならず、また、本業務以外に使用してはならない。
- 受託者は、貸与された資料を本件業務完了後、速やかに本市に返却しなければならない。また、写しをとっている場合は、写しも同様とする。

1 1 その他

- (1) 受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。

以上